

新発田市建設工事設計変更事務取扱要領を一部改正する。

(趣旨)

第1条 この要領は、新発田市建設工事等の設計変更及びこれに伴う契約変更等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「設計変更」とは、工事の施工に当たり新発田市建設工事請負契約約款第18条又は第19条の規定に基づき設計図書を変更することをいう。

(設計変更の原則)

第3条 設計変更に伴う契約変更は、次の各号に掲げる事由により、当該工事の目的を変更しない限度において特に必要な場合又はやむを得ない場合のほか、これを行うことができない。

- (1) 条件変更に伴う処理によるもの
- (2) 発注後発生した外的条件によるもの
- (3) 発注時において確認困難なもの

(設計変更の手続)

第4条 設計変更の手続は、次によるものとする。

(1) 次に掲げる設計変更が生じたときは、監督員はその変更内容を掌握し、予算を確認した上で、設計変更協議書(別記様式)により所属長の承認を得て行うものとする。この場合において、受注者に指示を与える必要があるときは、指示書により行うものとする。

- ア 金額の変更を伴わない設計変更
- イ 変更(増減)見込額が請負代金額の20%又は、500万円を超えない設計変更

2) 次に掲げる設計変更が生じたときは、あらかじめ関係部署に設計変更協議書により承認を得た上で、第7条の契約変更の手続を行うものとする。

- ア 計画の変更又は工法等(構造、工法、位置等)の重要な変更内容で、追加の工種がある設計変更
- イ 議会の議決を必要とする設計変更
- ウ 変更(増)見込額が請負代金額の20%又は、500万円を超える工事

(設計変更による契約変更の範囲)

第5条 変更(増)見込額が請負代金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離することが、著しく困難なものを除き、原則として別途の契約とするものとする。

(契約変更の手続)

第6条 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要性が生じた都度行うものとする。

(1) 次に掲げる設計変更以外のものについては、契約工期の末日までに契約変更の手続を行うことができるものとする。

- ア 構造、工法、位置等の変更で重要な設計変更
- イ 工期の変更を必要とする設計変更
- ウ 変更(増)見込額が請負代金額の20%を超え、かつ、500万円を超える設計変更
- エ 当初設計図書等に示していない工種、種別、細別等の追加を必要とする設計変更

(2) 設計変更の決定をしたときは、工事担当課長は変更契約を契約検査課長に依頼しなければならない。

(変更契約金額の算定方法)

第7条 設計変更に伴う変更契約金額の算定方法は、次のとおりとする。

第1回目の変更の場合

$(\text{変更工事価格} \times \text{元請負代金額} \div \text{元設計額}) \times (1 + \text{消費税}) = \text{変更後の請負代金額}$

第2回目(以降)の変更の場合

$(2 \text{回目(以降)変更工事価格} \times \text{元請負代金額} \div \text{元設計額}) \times (1 + \text{消費税}) = 2 \text{回目(以降)変更後の請負代金額}$

括弧内の計算の結果、1万円未満の端数を生じたときは、特別の事情がある場合を除き、これを切り捨てる。

契約約款別表により 2回目以降の変更の場合「元設計額」とは当初の設計額をいう

第8条 設計変更により契約変更が工事完成の時となる場合の部分払金の算定は、元設計による契約金額とする。

附 則

この要領は、平成19年 6月 1日から施行する

附 則

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する

附 則

この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する